

住民票関係交付請求書

令和 年 月 日

大月町長 殿

※請求には本人確認資料が必要です。

窓口に来た方	住所	電話番号
	フリガナ	生年月日
	氏名	〒 大・昭・平・令 年 月 日

必要な方	住所 大月町大字
	氏名
	世帯主

窓口に来た人と必要な人との関係	①本人
	②同じ世帯の人(父・母・夫・妻・子・孫・他)
	③その他の人・会社等()

③に該当する人・マイナンバー又は住民票コード入の住民票が必要な方は理由・提出先を詳細に記入してください

使用目的	(理由)		
	(提出先)		
必要なもの	住民票の抄本(個人) <input type="checkbox"/> マイナンバー入 <input type="checkbox"/> 住民票コード入 <input type="checkbox"/> 本籍地なし	通	
	住民票の謄本(世帯全員) <input type="checkbox"/> マイナンバー入 <input type="checkbox"/> 住民票コード入 <input type="checkbox"/> 本籍地なし	4人まで	通
		5人以上	通
	住民票記載事項証明	通	
	本籍	大月町大字	
	筆頭者		
	戸籍の附票(除附票・原附票) <input type="checkbox"/> 謄本(全員) <input type="checkbox"/> 抄本(個人) ・本籍・筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ・在外選挙人登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要(登録のある方のみ) ※チェックがない場合は記載されません。記載(特に除・原附票の本籍・筆頭者)がない場合、証明書の目的が達成できないことがありますのでご注意ください。	通	
	身分証明書	通	
その他の証明	通		

◆必要な人との関係が「③ その他」の場合は承諾書が必要です。

承諾書	上記の者(窓口に来た方)を代理人として、交付請求を承諾します。
	住所 大月町大字
	承諾者 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

※偽り、その他不正の手段によって交付を受けたときは、30万以下の罰金に処せられます。

※基本的人権又はプライバシーの侵害につながる恐れのある場合は交付できません。

大月町取扱 使用欄	本人確認	免・マ・外・住・保・診・社員証・面識()・その他()				
	料金	円	預()円	おつり()円	処理者	確認者
	種別通数	交付日				

各交付請求書の書き方と必要なもの

各請求書に下記の内容をご記入の上、窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など顔写真付きの公的な証明書なら1点、保険証など顔写真付きの証明でない場合は組合せて2点）や下記の必要書類をご持参の上、窓口においでください。

【戸籍関係の証明を請求される場合】

「戸籍証明書等の請求書」を使用

1. 戸籍に記載された請求者本人（同戸籍内の方や直系の方を含む）が窓口に来られる場合

- ①窓口に来られる日
- ②「請求者」欄に、来られる方の住所、氏名、生年月日等を記載
- ③「必要な戸籍の表示」欄に「本籍」、「筆頭者」を記載（抄本の場合は、必要な方の氏名も記載）
※筆頭者は亡くなられても変わりません。
- ④「証明書の種類」の欄の必要な証明書欄に通数を記載

2. 委任を受けた代理の方が窓口に来られる場合

上記1の本人等が来られる場合の①～④に加え、下記を記載してください。
また、請求者本人が作成した委任状の添付が必要です。

- ⑤「窓口に来た人」欄に、来られる方の住所、氏名、生年月日等を記載

3. 第三者の方が請求者となり窓口に来られる場合

上記1の本人等が来られる場合の①～④に加え、下記を記載してください。

- ⑤「請求の理由」欄に、使用目的や提出先等を詳細な記述により記入。
※単に「相続」などの記載ではなく、詳細にご記載ください。
※できるだけ請求権を証明する書類をご持参ください。
※第三者請求の代理委任の場合はこれに加え、上記2の取扱いとなります。

【住民票関係の証明を請求される場合】

「住民票関係交付請求書」を使用

（住民票、住民票記載事項証明書、その他の証明の場合）

1. 住民票に記載された請求者本人（同世帯の方を含む）が、窓口に来られる場合

- ①窓口に来られる日
- ②「窓口に来た方」欄に、来られる方の住所、氏名、生年月日等を記載
- ③「必要な方」欄に「住所」、「氏名」、「世帯主氏名」を記載（ご本人が来庁される場合は「同上」でも構いません）
- ④「必要なもの」の欄の必要な証明書欄に通数を記載
※同戸籍の方や直系の方であっても、同世帯でない場合は、下記4の取扱いとなりますのでご注意ください。

(附票の場合)

2. 戸籍の附票に記載された請求者本人(同戸籍の方や直系の方を含む)が窓口に来られる場合

上記1の住民票等の場合の記載に加え、下記を記載

⑤「本籍」「筆頭者」を記載。※筆頭者は亡くなられても変わりません。

⑥「謄本」または「抄本」の必要なものに☑

⑦「本籍」「筆頭者」の記載、「在外選挙人名簿の登録地の記載」について、必要な場合は☑

※チェックがない場合は記載されません。

記載(特に除・原附票の本籍・筆頭者)の記載がない場合、証明書の目的が達成できないことがありますのでご注意ください。

※同世帯の方であっても、同戸籍の方や直系の方でない場合は、下記4の取扱いとなりますのでご注意ください。

(身分証明書の場合)

3. 身分証明書の必要な請求者本人が窓口に来られる場合

上記1の住民票等の場合の記載に加え、下記を記載

⑤「本籍」「筆頭者」を記載。※筆頭者は亡くなられても変わりません。

※身分証明書の請求者はご本人に限られます。

代理の方(ご家族でも)が来られる場合は、下記4の取扱いとなります。

(共通事項)

4. 委任を受けた代理の方が窓口に来られる場合

上記1～3の本人等が来られる場合の記載に加え、「承諾書欄」を請求者本人が記載したものを持参してください。

※別途本人の作成した委任状(任意の様式可)の添付でも構いません。

5. 第三者の方が請求者となり窓口に来られる場合

上記1～2の本人等が来られる場合の①～④に加え、「使用目的」欄に、理由や提出先等を詳細な記述により記入してください。

※単に「相続」などの記載ではなく、詳細にご記載ください。

※できるだけ請求権を証明する書類をご持参ください。

※第三者請求の代理委任の場合はこれに加え、上記4の取扱いとなります。

請求・お問い合わせ先

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230 番地

大月町役場 町民福祉課 住民係(正面玄関に入って右手の窓口)

TEL 0880-73-1113